

平成 26 年第 2 回  
城里町議会定例会会議録

平成 26 年 6 月 17 日 開会  
平成 26 年 6 月 27 日 閉会

城里町議会

**平成26年第2回  
城里町議会定例会会議録**

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

**会 議 録 第 1 号**

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	7
・ 町民憲章唱和	7
・ 議長挨拶	8
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 開議の宣告	8
・ 議事日程の報告	8
・ 諸般の報告	8
・ 会議録署名議員の指名	8
・ 会期の決定	9
・ 町長挨拶	10
・ 平成26年度施政方針	10
・ 承認第12号～議案第47号 一括上程、提案理由説明	14
・ 議案第48号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	16
・ 請願第1号～陳情第2号 委員会付託	17
・ 散会の宣告	18
○ 散会	18

**会 議 録 第 2 号**

○ 日時	19
○ 出席並びに欠席議員	19
○ 説明のため出席した者の職氏名	19
○ 職務のため出席した者の職氏名	20
○ 議事日程	20
○ 本日の会議に付した事件	20
・ 議員の出欠	20
・ 開議の宣告	20
・ 町長挨拶	20
・ 議事日程の報告	21
・ 一般質問	21
11番 南 條 治 君	21
1番 藤 咲 芙美子 君	29
6番 河原井 大 介 君	37
・ 散会の宣告	51
○ 散会	51

### 会 議 録 第 3 号

○ 日時	53
○ 出席並びに欠席議員	53
○ 説明のため出席した者の職氏名	53
○ 職務のため出席した者の職氏名	54
○ 議事日程	54
○ 本日の会議に付した事件	55
○ 開議	56
・ 議員の出欠	56
・ 開議の宣告	56
・ 議事日程の報告	57
・ 議案の訂正	57
・ 承認第12号 質疑	57
・ 議案第37号 質疑	58
・ 議案第38号 質疑	58
・ 議案第39号 質疑	58
・ 議案第40号 質疑	58

・ 議案第41号 質疑	58
・ 議案第42号 質疑	59
・ 議案第43号 質疑	59
・ 議案第44号 質疑	60
・ 議案第45号 質疑	60
・ 議案第46号 質疑	60
・ 議案第47号 質疑	60
・ 討論	60
・ 採決	64
・ 請願第1号 委員長報告、採決	66
・ 請願第2号～請願第3号 委員長報告、採決	67
・ 日程追加	68
・ 発議第2号～発議第3号 趣旨説明、質疑、討論、採決	69
・ 陳情第2号 委員長報告、採決	71
・ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	72
・ 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について	72
・ 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について	72
・ 報告第11号～報告第20号	73
・ 町長挨拶	73
・ 議長挨拶	74
・ 閉会の宣告	74
○ 閉会	74

平成26年城里町告示第63号

平成26年第2回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月5日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成26年6月17日（火）午前10時
2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

平成26年第2回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	6月17日	火	本会議	◎開会 ◎施政方針 ◎提案理由説明 ◎散会
2	6月18日	水	本会議	◎一般質問
3	6月19日	木	休会	議案調査
4	6月20日	金	休会	議案調査
5	6月21日	土	休会	議案調査
6	6月22日	日	休会	議案調査
7	6月23日	月	休会	議案調査
8	6月24日	火	休会	議案調査
9	6月25日	水	休会	議事整理
10	6月26日	木	休会	議事整理
11	6月27日	金	本会議	◎開議 ◎議案質疑、討論、採決 ◎請願・陳情、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 不応招議員

な し

第 1 日 6 月 1 7 日 (火曜日) 本 会 議



平成26年第2回  
城里町議会定例会会議録 第1号

平成26年6月17日 午前10時02分開会

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
4番	余 水 紀 夫 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員（1名）

5番 三 村 孝 信 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津 藤 男
副 町	長	小 山 一 夫
教 育	長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員		加藤木 昭 博
総 務 課	長	三 村 主
企 画 財 政 課	長	高 松 輝 美
税 務 課	長	宮 田 恵 子
町 民 課	長	鯉 渕 弘 之
保 険 課	長	仲 田 克 之
健 康 福 祉 課	長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課	長	吉 田 一
都 市 建 設 課	長	富 田 和 明
下 水 道 課	長	茅 根 文 夫
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)		小 林 恵 子
水 道 課	長	仲 田 不 二 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長		仲 田 均

教育委員会事務局 長

大 貫 忠 男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長  
主 任 書 記  
書 記

鈴 木 貴 司  
興 野 友 宣  
仲 田 富 美 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成26年6月17日（火曜日）

午前10時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第12号 専決処分第12号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第37号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第38号 城里町公共下水道供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第39号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第41号 平成26年度城里町一般会計予算について
- 日程第9 議案第42号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第43号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第44号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第45号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第46号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第47号 平成26年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第48号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 請願第1号 七会中学校統合に伴う通学バス運行に関する請願書
- 日程第17 請願第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書
- 日程第18 請願第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する

意見」に関する緊急請願書

日程第19 陳情第2号 議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書

1. 本日の会議に付した事件

承認第12号  
議案第37号  
議案第38号  
議案第39号  
議案第40号  
議案第41号  
議案第42号  
議案第43号  
議案第44号  
議案第45号  
議案第46号  
議案第47号  
議案第48号  
請願第1号  
請願第2号  
請願第3号  
陳情第2号

---

午前10時02分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いをいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いをいたします。

ご起立を願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ご協力ありがとうございました。

ご着席を願います。

---

## 議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 平成26年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、平成26年度城里町の予算などをご審議いただく重要な会議でございます。よろしくご審議のほどをお願いするものでございます。

なお、夏の「軽装クールビズ」への対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくお願いをいたします。

---

## 議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告をいたします。ただいまの出席議員は15名です。欠席議員、5番三村孝信君。

---

## 開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回城里町議会定例会を開会いたします。

---

## 開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

## 議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めてまいりたいと存じますので、ご了承を願います。

---

## 諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち諸般のご報告を申し上げます。

4月、5月における各会議等への出席状況はお手元に配付をいたしましたとおりですので、ご了承願いたいと思います。

---

## 会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

10番 小林祥宏君

11番 南條治君

12番 杉山清君

の以上3君をご指名いたします。

---

## 会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催をしました議会運営委員会の会議の結果について、根本議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） それでは、報告いたします。

去る6月10日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます承認1件、議案12件、請願3件、陳情1件、報告10件、合わせて27件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から6月27日までの11日間とすることに決定いたしました。

また、審議及び説明方法については、特別委員会を組織しないで全議員による審議とし、議員自身の自己の委員会所管分についても質問できることといたしました。

さらに、予算書及び予算の変更部分の説明書で説明を行うこと、なお、施政方針の朗読は割愛し、変更箇所のみ朗読とすること、また、提案理由は全文朗読とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここに提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま根本議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月27日までの11日間、さらに、説明及び審議方法についてのご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの11日間、さらに説明及び審議の方法につきましては、根本議会運営委員長の報告どおりと決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

傍聴人21名を許可いたしました。

---

## 町長挨拶

○議長（小松崎三夫君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君）　おはようございます。

本定例会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年第2回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本議会定例会は専決処分いたしました平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第1号について、また、条例の制定及び一部改正関係、さらには平成26年度一般会計ほか各特別会計の当初予算等につきましてご提案申し上げますので、慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

## 平成26年度施政方針

○議長（小松崎三夫君）　これより、平成26年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算編成に当たり、町長の施政方針について説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君）　本日ここに、平成26年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

合併から10年という節目の年度を迎え、平成26年度はこれまでの町政を検証し、東日本大震災からの復興とともにさらなる飛躍・発展を目指す大きな転換期になるものと感じており、城里町の町政を担う重責に身の引き締まる思いではありますが、全力を尽くして町政発展に努めてまいり所存でありますので、何とぞ議員各位初め町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

以下、主な施策の概要につきましては、4月22日の第1回定例会の開会時に、さらには5月21日の第2回議会臨時会におきましても申し上げましたので、朗読は省略させていた

だきます。

なお、20ページからとなりますが、平成26年度予算編成については、2年目となる本庁舎建設など大型事業により、過去最大の予算規模となりました。全体的には、健全な財政運営を堅持するため、業務の簡素化・効率化を図り、徹底した経費の削減に努め、限りある財源をもって、昨年度に引き続き、防災力の強化や学校施設などの耐震化の推進や道路整備、子育て支援や高齢者の健康づくりなど福祉の充実にも重点を置き予算を編成いたしました。

平成26年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり116億4,300万円で、前年度当初比30.1%の増となっております。

国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な人口の高齢化や疾病の多様化、医療の高度化に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、厳しい財政状況が続いております。

このような状況の中ではありますが、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり25億5,930万6,000円で、前年度当初比4.3%の増となっております。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定については、七会診療所に内科・歯科、そして沢山診療所に歯科を運営し、僻地及び医療機関不足地域の医療機関として地域の保健医療を担っております。

経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信頼される診療所を目指してまいります。

また、七会診療所の施設整備については、地域住民の安心・安全の確保のための施設整備をより一層進めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億4,313万2,000円で、前年度当初比0.8%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、国民健康保険特別会計と同じく、年々医療費の増嵩が見込まれ厳しい財政状況ではありますが、現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めてまいります。

なお、医療給付費の支払い及び保険料の賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり1億9,546万円で、前年度当初比9.6%の減となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

介護保険については、公平な要介護認定を行い、適正な保険給付に努めるとともに、第5期介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を積極的に推進してまいります。平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期介護保険事業計画を、地域や高齢者の問題等を的確に把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスを提供できるよう策定してまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり17億3,740万8,000円で、前年度当初比2.8%の増となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

「住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らしたい」を目指して、地域包括支援センターを中心に介護予防プランの作成に取り組んでまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり417万2,000円で、前年度当初比2.6%の増となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、年次計画により工事費の節減に努めながら、未整備地区の汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億4,924万4,000円で、前年度当初比1.2%の増となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、5地区が順調に稼働しております。処理施設の効率的な稼働を目指し、経費の節減に努めてまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億7,926万2,000円で、前年度当初比0.2%の増となっております。

水道事業会計について申し上げます。

本年度は、老朽化した水道管等の更新事業をさらに実施するとともに、今後とも公営企業の基本原則を堅持しながら経営の効率化及び省力化に努め、良質なサービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

予算の総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出の予定額は7億7,991万4,000円で、前年度当初比16%の増となっております。

また、資本的収入の予定額は、3億9,967万4,000円で、支出の予定額は6億3,389万円となっております。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は14億1,380万4,000円で、前年度当初比3.6%の増となっております。

予算の執行に当たりましては、経費削減に努めながら、安全・安心でおいしい水の供給と各施設の維持管理に努めてまいります。



以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要について説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました平成26年度城里町予算総額は、合併後最大規模の192億2,478万8,000円となっております。

終わりに、予算編成に当たりましては、復旧・復興事業としての本庁舎の再建という大きな事業を執行中ではありますが、安全・安心な公共施設を維持するため、対応を先送りにできない教育施設の耐震補強や老朽化した施設の維持補修など、それらの経費が予算上にも顕著にあらわれております。少子・高齢化や人口減少という社会背景の中、公共施設の再編を考える場合、公共施設の老朽化対策とは切り離すことのできない大きな課題となっております。

厳しい財政状況の中ではありますが、第1次総合計画後期基本計画に盛り込まれた諸施策や公約にあります重点施策を着実に推進するため、今後とも町民との対話、町民との協働を基本とし、「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」づくりの実現に、全力で取り組んでまいります。

これから「元気な城里づくり」を、町民・議会・町が互いにこれまで以上に協調しながら一丸となって取り組み、城里再生の芽を開花させてまいります。

改めて、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本定例会に提案いたしました各会計予算案につきまして、十分なるご審議を賜り、議決をいただきますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

よろしくようお願い申し上げます。

---

承認第12号 専決処分第12号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第1号）  
の承認を求めることについて

議案第37号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第38号 城里町公共下水道供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第39号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第40号 工事請負契約の締結について

議案第41号 平成26年度城里町一般会計予算について

議案第42号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について

議案第43号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第44号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について

議案第45号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

議案第46号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第47号 平成26年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） これより、日程第3、承認第12号 専決処分第12号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてから日程第14、議案第47号 平成26年度城里町水道事業会計予算についてまでの12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、平成26年第2回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第12号 専決処分第12号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,942万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,142万2,000円としたものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加したものです。

歳出では、民生費及び教育費を追加したものです。

次に、議案第37号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において第3次地方分権一括法の規定による農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

改正点は、農業委員会選挙委員の小選挙区制度において、政令で定める基準の区域の農地面積要件が不要とされたので、現行の区域の一部を変更するものです。

次に、議案第38号 城里町公共下水道供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。整備を進めておりました那珂久慈流域下水道大字増井地区の一部が供用開始されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第39号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結についてであります。防災行政無線卓更新整備工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第41号 平成26年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針で説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ116億4,300万円で、前年度当初比30.1%の増であります。

厳しい財政環境の中での予算編成であります。予算の執行に当たりましては、町民の

福祉の向上と活力あるまちづくりのため全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第42号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ25億5,930万6,000円で、前年度当初比4.3%の増であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,313万2,000円で前年度当初比0.8%の減であります。

予算の執行に当たりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

次に、議案第43号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針で説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,546万円で、前年度当初比9.6%の減であります。

予算の執行に当たりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第44号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,740万8,000円で、前年度当初比2.8%の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ417万2,000円で、前年度当初比2.6%の増であります。

予算の執行に当たりましては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった方に対し、共同連帯・相互扶助の理念に基づいた介護給付の提供を実施し、また、適切な介護予防給付サービス計画を策定し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第45号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,924万4,000円で、前年度当初比1.2%の増であります。

予算の執行に当たりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

次に、議案第46号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,926万2,000円で、前年度当初比0.2%の増であ

ります。

予算の執行に当たりましては、農村集落における生活環境の整備及び公共用水域の水質の保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第47号 平成26年度城里町水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

収益的収入及び支出については、収入支出予定額それぞれ7億7,991万4,000円で、前年度当初比16%の増であります。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入予定額が3億9,967万4,000円で、資本的支出予定額が6億3,389万円であります。

予算の執行に当たりましては、清浄にして豊富な水の安定供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善のため全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

以上、承認1件、議案11件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

---

#### 議案第48号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま町長より、日程第15、議案第48号について議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定をいたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第15、議案第48号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

議案第48号 人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い、委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

城里町大字阿波山902番地の2、和田雅治さん、城里町大字下阿野沢197番地、小田部昌平さんを推薦するものでございます。

お二人とも、人格識見高く、広く社会の実情に通じているとともに人権擁護に理解が深く、委員として最適者と考えますので、推薦するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第48号を先議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号を先議することに決定いたしました。

それでは、議案の質疑に入ります。

議案第48号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

議案第48号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

請願第 1号 七会中学校統合に伴う通学バス運行に関する請願書

請願第 2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書

請願第 3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書

陳情第 2号 議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第16、請願第1号 七会中学校統合に伴う通学バス運行に関する請願書、さらに日程第17、請願第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書 茨城中央農業協同組合提出分、さらに日程第18、請願第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意

見」に関する緊急請願書 水戸農業協同組合提出分、さらに日程第19、陳情第2号 議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書について、根本議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長根本正典君。

〔議会運営委員長根本正典君登壇〕

○議会運営委員長（根本正典君） それでは、報告いたします。

議会運営委員会を代表いたしまして、請願第1号、請願第2号、請願第3号及び陳情第2号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

今回提出されている請願3件、陳情1件については、どの案件に関しましても、非常に複雑な議案となっており、慎重に審議するべきものと考えます。

よって、請願第1号 七会中学校統合に伴う通学バス運行に関する請願書、請願第2号及び請願第3号の「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書は、教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。

なお、陳情第2号 議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書は、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま根本議会運営委員長の発言のとおり、請願第1号、請願第2号及び請願第3号については教育産業常任委員会へ付託し、さらに、陳情第2号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号、請願第2号、請願第3号は教育産業常任委員会へ、陳情第2号については、総務民生常任委員会へそれぞれ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

## 散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす18日は午前10時から再開し、受付番号1番、南條 治君の一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集くださるようよろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時42分散会

第 2 日 6 月 1 8 日 (水曜日) 本 会 議

平成26年第2回  
城里町議会定例会会議録 第2号

平成26年6月18日 午前10時01分開議

1. 出席議員（15名）

1番	藤 咲 芙美子 君	10番	小 林 祥 宏 君
2番	片 岡 藏 之 君	11番	南 條 治 君
3番	菌 部 一 君	12番	杉 山 清 君
4番	余 水 紀 夫 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坪 孝 君
9番	桐 原 健 一 君		

1. 欠席議員（1名）

5番 三 村 孝 信 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	鯉 渕 弘 之
保 険 課 長	仲 田 克 之
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	吉 田 一
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	茅 根 文 夫
会 計 管 理 者（会 計 課 長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	仲 田 不 二 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均



教育委員会事務局 長

大 貫 忠 男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長  
主 任 書 記  
書 記

鈴 木 貴 司  
興 野 友 宣  
仲 田 富 美 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成26年6月18日（水曜日）

午前10時01分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

---

午前10時01分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。欠席議員、5番三村孝信君。

---

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。  
傍聴人23名を許可いたしました。

---

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） おはようございます。

議会定例会 2 日目、大変ご苦労さまでございます。

冒頭におわび申し上げます。

過日、6月12日の総務民生常任委員会に出席要求がございましたが、急の事由により欠席いたしました。まことに申しわけございませんでした。

また、長でありながらリーダーシップを図れず、予算審議に多大な混乱をおかけしましたこと、まことに申しわけございませんでした。

さて、本日3名の議員さんの一般質問が予定されておりますので、どうぞひとつよろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

---

### 議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願ひます。

なお、執行部の答弁ですが、最後の答弁まで演壇で行うよう、よろしくお願ひをいたします。

---

### 一般質問

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、一般質問から入ります。

それでは、通告第1号、11番南條 治君の発言を一問一答方式により許可をいたします。  
11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 11番南條 治でございます。通告によりまして一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

私たちは、2014年度一般会計当初予算案など4月定例会、5月臨時会と、二度の否決をいたしました。

まず、庁舎建設費に伴う附帯工事費等での入札の不透明性、次に事務用備品購入等1億2,960万円の件、特に庁舎建設につきましては増額の根拠が材料費と人件費の高騰ということで、この部分の具体的な説明責任がなされていなかったこと。また、備品等の予算についても、現在あるものはできるだけ利用していただきたい旨のお願ひをいたしておりました。むしろ、これは当然のことであると考えていました。

しかしながら、最初の説明では、全部新しいものにするということで、到底納得のいく

ものではありません。町が予定する太陽光パネルなど、附帯工事の随意契約の見直し、町役場桂支所の機能を桂公民館に移す工事等々、町民の方には非常に耳ざわりのいい行政の一体化というようなことではありますが、図書館を指定管理者制度に移行ありきで、その図式が見え見えであります。

桂町民センター（仮称）については、改修工事費 1 億 3,000 万円、工事管理費 367 万 2,000 円、合計 1 億 3,367 万 2,000 円であります。所管の予算ということで常任委員会を杉山委員長のもと 5 回開催をいたしました。その間、3 回の出席を町長にお願いいたしました。町長には、一度の出席もいただけなかったことが非常に残念の一言であります。理由については、今となってはいろいろあるでしょう。うそも方便という言葉がありますが、うそも方便も決してよろしいことではないと思います。

しかし、このようなことを考えますと、町長の政治判断について個人的にいかがなものかと思えてなりません。

それでは、太陽光発電について質問に入りますが、平成 25 年第 4 回の定例会において、一般質問の冒頭で錫高野地内、そして小坂地内の電気自動車テストコースの建設の件がありましたので、今度はこのようなことがないように念を押して質問に入りました。特に関係する方は、大きな期待を持ったわけでありますので、堅実にお願いをしたいものであります。

それでは、本題に入らせていただきます。

名称、山びこの郷グラウンド桜の森、太陽光発電、約 800 キロから 1,000 キロ、事業計画であります。これにつきましての事業主は、株式会社グッドエネジー、東京都千代田区神田平河町 1 番第 3 東ビル 1005 でよろしいのか。

次に、建設工事計画であります。現在どこまで進んでいるのか。

次に、土地の賃借条件であります。土地の賃借料については年額 150 万円ということで、決算書で確認をいたしておりますが、これでよろしいのか。

設置工事、電気工事の一部を地元企業に下請発注とありますが、町としてこの業者を把握しているのか。また、町としての協力体制、これはどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、かつら保育所跡地についてであります。この土地についても太陽光発電をするということで、土地取得の原因についてお伺いいたします。

余り原因というような言葉は使いたくないのですが、あえて使わせていただきます。所管の委員会で質問をいたしましたが、町長の考えを改めてお伺いいたします。

まず、土地の取得年月日、面積、金額、使用目的、当時の担当課長名の順にお答えをいただきます。

また、特に使用目的と太陽光発電の計画、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

議長にここで確認をお願いしたいんですが、上入野についても若干触れさせていただき

ますが、よろしいでしょうか。

○議長（小松崎三夫君） 上入野の。

○11番（南條 治君） 太陽光発電の件です。

○議長（小松崎三夫君） 許可をいたします。

○11番（南條 治君） それでは次に、地番、上入野3541番地がありますので、その地点のメガソーラープロジェクトについて後期案として平成26年4月から平成27年11月、20カ月、総工費については78億円、大きなプロジェクトでありましたので、この件についても伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 11番南條議員さんの質問にお答えしていきたいと思っております。

山びこの郷のグラウンドの現在の状況と見通しというようなお質問かと思えます。事業主は、当初から太陽光発電を専用とする特定目的会社で、埼玉県川口市にある城里メガソーラー発電合同会社で、その業務執行役員代表者が株式会社グッドエネジーでしたが、その後平成25年9月にトリナ・ソーラー・ジャパン株式会社、平成26年6月に広島建設株式会社に変更になってございまして、発電会社自体に変更はございませんが、構成する代表者が変更となっております。

次に、建設工事計画でございしますが、現在どこまで進んでいるのかということにつきましては、今月6月6日からパネル設置場所の地盤調査を実施してございまして、今月中には正式な工程表が役場に提出されますが、7月から本格的な工事が始まる予定でありますことを確認しております。

どの工事をどういった形で地元企業に下請、発注するのか、具体的なことは把握しておりませんが、発電事業者へ確認いたしますとともに、地元企業への発注のお話があれば、町内企業による見積もり、入札等実施の提案は考えております。

グラウンド敷地外の町有林については、太陽光パネルの発電効率を考慮し、敷地を貸し付けた上で発電事業者によって伐採する計画であります。

それから、かつら保育所跡地につきまして順に答弁申し上げます。

まず、1番の取得年月日でございしますが、平成24年12月13日に売買契約を締結し、平成25年2月4日に所有権移転登記をいたして取得してございます。

2の面積につきましては、宅地3,123.86平米でございます。

3の取得金額につきましては562万2,948円でございます。

4の使用目的ですが、当時土地を返還するに当たっては、賃貸契約の約款に原状回復義務がございまして、多額の費用がかかること、また地権者、現在は大阪に在住しておりま

すから、地権者から原状を回復して返還されても耕作しないので困るということで、買い取りの申し入れがあり、土地の原状がほぼ正方形で道路に面していることから、資産価値は高いと考えられたことで土地を購入し、活用を図ったほうが有利であると判断したことから購入したものでございます。

5の当時の担当課長につきましては、保育所所管の健康福祉課長の田口喜一が土地売買の交渉に当たり、支払いについては土地開発基金を管理しております企画財政課長、本年3月で定年退職いたしました阿久津保巳でございます。

使用目的と太陽光発電の計画、現在の進捗状況についてでございますが、平成25年8月6日に、ベストプラン中国から公有財産貸付申請書が提出され、8月19日に町の不動産評価運用等審議会で貸し付けについて決定し、8月31日には地元、北方営農研修センターにおいて、区長並びに自治会長に説明会を実施しまして、9月には事業者が近隣住民及び近隣地権者から同意を得て事業を実施する予定でしたが、平成26年1月に事業者が株式会社高揚に変更になりまして、4月4日に株式会社高揚から公有財産貸付申請書が提出され、町の不動産評価運用等審議会で貸し付けについて決定をしまして、発電規模は0.2メガワットの用地として貸し付けることで、現在契約内容の最終確認をしております、近日中に契約予定でございます。

また、上入野地内の公園墓地計画跡地約40ヘクタールを活用した太陽光発電所につきましては、民間事業者からの提案がございまして、本年4月22日に公有財産払い下げ申請があり、町有地を売却する方向で事業者と協議を進めているところであります。現在土地の実勢価格を把握するため、不動産鑑定評価を業者に委託し鑑定中でありまして、今後鑑定された評価額をもとに、町の不動産評価等審議会におきまして売却予定金額を決定した後、事業者と協議をし、議決事項になります。土地売買契約を締結する予定であります。

また、地元住民への説明や関係機関との協議等もあわせて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 傍聴人2名を追加いたしました。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、再質問をいたします。

まず、山びこの郷グラウンド桜の森太陽光発電、これについては最初の契約事項と若干変更があったであろうと思われれます。しかしながら、そのようなことに対して議会には一切の報告もございません。この件についていま一度お伺いいたします。

そして、2番目に質問をいたしました建設工事計画であります。現在どこまで進んでいるかというようなこととお伺いをいたしました。この件についても地代よりも貸付金よりも固定資産税、この部分の占める割合が非常に多い状況になります。20年間で約2,400

万円ということですので、急いで執行ができるようなそういう状態にさせていただきたいので、いま一度町のほうでの要望を踏まえて、業者にそのようなことを伝えているのかどうか。

そしてまた、設置工事、電気工事の一部を地元業者に下請、発注ということであります。この件については地元の業者が一番潤うところでありますので、町としての協力体制、このレール敷きをきちんとしたのか、この辺についてお伺いいたします。

次に、かつら保育所跡地についてであります。

この件については、もし同じような状況で借地をしていたところ、そういうところを町のほうに譲渡したい旨の話があった場合には、これを町として、先ほど町長から土地について評価の高いものであるというお話がありました。同じような条件であれば、またこのようなことをするのかどうか。そして、かつら保育所の件については、最初は太陽光発電の件は全然見え隠れしておりませんでした。後で取ってつけたように太陽光発電をしますと、そんなようなお答えでありました。この件について町長にもう一度お伺いいたします。

私の考えといたしましては、土地については余り行政で持つべきでないと。むしろ使用目的の終えた土地については、整理をきちんとしていく、この方法が望ましいと考えておりました。この辺についてもお伺いをいたします。

また、かつら保育所の45万円の地代の根拠、この算出方法についてお伺いいたします。

そしてまた、上入野の件であります。この件については行政ではこの土地を売却、この方向一本で進めているんですか。この点についても全然議会にもそのような旨の話もございません。恐らく町民の方にもそういった意見等々は聞いていないと思います。この件についても町長にお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を追加いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 詳細については課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 南條議員。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 町長から答弁をお願いします。金額が大きいことでもあります。

○議長（小松崎三夫君） 最初に町長答弁していますので、補足で。

企画財政課長高松輝美君。

〔企画財政課長高松輝美君登壇〕

○企画財政課長（高松輝美君） 11番南條議員さんのご質問にお答えいたします。

最初に、山びこの郷グラウンドの活用の件、議会に随時報告等がなかったということで

ございます。

まことに申しわけありませんでした。経過については、その都度、ご説明をしていなかったのは現実でございます。

しかしながら、土地利用審議会等がありまして、その都度、内部で検討いたしまして、随時検討し、進めてきた経緯がございます。

それで、現在どこまで進んでいるのか。急いで工事をさせるようあるいは地元雇用の件等々ご質問がありました。

現在どこまで進んでいるかということは、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、6月6日から地盤調査等を行っておりまして、7月からは本格的に工事が入るということで事業者からは確認しているところでございます。

それから、地元企業への発注等なんですけれども、これも確認をいたしまして何かしら地元企業あるいは雇用等を考えていくというような事業主から回答を得てございます。

それから、かつら保育所でございますけれども、先ほど45万円の根拠等々とありましたけれども、これにつきましては当初お話があったときにはベストプラン中国なんですけれども、固定資産評価額等に基づきまして45万74円というようなことでお話をしていたところなんですけれども、固定資産の評価がえもありまして26年度、今年度からなんですけれども、それについては貸付料で約37万5,000円で貸し付ける方向でございます。トータルいたしまして固定資産税のパネルが設置いたしまして、21年間で償却資産として見込まれるのがおおむね508万9,000円見込まれるのかなと考えております。それから貸付料なんですけれども、26年度から20年間貸し付けることによって782万2,000円ほど見込まれるのではないかと考えております。トータルいたしまして1,300万円程度の税収が見込まれるのではないかと考えてございます。ちなみに保育所跡地を購入した金額については562万2,000円でございます。

それから、上入野地内の太陽光発電の関係ですけれども、おおむね40ヘクタールが町有地でございます。それに対しましてメガソーラーを行いたいというようなことで、事業主からは土地を買い上げて進めたいというような申し入れがあったところでございます。それによりましてそういったことで開発事業主のほうから議会の報告等もありますけれども、これにつきましては平成26年2月6日に事業主から直接議員控室においてご説明をして、町に入ってくる税収等々についてもご説明をしたところでございます。町としては、不動産評価額、その調査委託をお願いしておりまして、おおむね今月中には出てくるものと考えております。その提示によりまして事業主と交渉を進めてまいりたいと思っております。

なお、税収等については20年間の想定し、売却額は別といたしまして、税額といたしまして、約12億3,000万円程度の税収が図れるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 南條議員。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） これ3回目の質問になります。

桜の森、契約状況、道路が城里ゴルフ倶楽部の間に町道が入っていますよね。その山際も木を伐採して使うということでありませうね。占拠するということですよ。ということに対してきちんと契約、これについてはしたんですか。この件について伺います。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長高松輝美君。

〔企画財政課長高松輝美君登壇〕

○企画財政課長（高松輝美君） 山びこの郷のところの向かって右側のグラウンドと町道を挟んで左側の町有林の件だと思います。

この開発事業主とは、当初は山びこのグラウンドとその上の桜の森ということで2ヘクタールで契約をしたところでございます。それでそちらの桜の森については山側なので、造成することに費用がかかるというふうなことで、その分を除いて町道を挟んだ左側の植林地、その分ということで、実際には2ヘクタールで契約してありますけれども、グラウンドが1町3反、それと町有林についてはそれより面積はないんですけれども、それを含めてというようなことで2ヘクタールで契約しているところでございます。

以上でございます。

○11番（南條 治君） 先ほど町長にお聞きした件、町長にお答えいただきたいということで言いましたよね。担当課長に。

○議長（小松崎三夫君） 担当課長が説明したんでしょう。

○11番（南條 治君） 担当課長ではなくて町長にお願いしますと言ったんだよね。

○議長（小松崎三夫君） 町長にお願いしたけれども、町長は最初に答弁していて、その補足を。

○11番（南條 治君） それではなくて、次の質問をしたんですよ。担当課長に移ったんですよ。直接、要するにこちら保育所の件でも目的が変わったわけですよ。高松課長わかりますよね。それについてどういうことなんですかということをお聞きしたかったんですが。考えがなければ結構です。次に移ります。

○議長（小松崎三夫君） 進行してください。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 次に、町長としての充て職、この件についてお伺いをいたします。

職務として幾つぐらいあるのか、お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 町長としての充て職についてのご質問でございますが、現在私



は株式会社物産センター「山桜」及び株式会社桂ふるさと振興センターの代表取締役になっております。また、一般財団法人城里町開発公社の理事長にもついております。町が関係する法人や団体などの代表や会長なども務めているところでございます。

町長の充て職については、町長が代表でなくても影響なく運営できる団体については、自主運営に移行できるように努めていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條議員。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、再質問をいたします。

充て職の中で町長が町長名で銀行から借入れをする企業がありますね。代々そういう形の中で営業しておったのがありますよね。この件について今後どのようにするのか。

○議長（小松崎三夫君） 南條議員、2回目。

○議長（小松崎三夫君） 質問でしょう。

○11番（南條 治君） 次の質問に移っていますよ。

○議長（小松崎三夫君） 続くんでしょう。

○11番（南條 治君） そうですよ。

○議長（小松崎三夫君） 答弁したら2回になってしまう。

○11番（南條 治君） 今に対しては再質するから。

○議長（小松崎三夫君） 質問いいんでしょう。

○11番（南條 治君） そう。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 現在充て職として銀行から金を借りているということはありません。前の常北物産センターのときにそういうことがございましたが、今はその常北物産センターも解散するということになっておりまして、今整理して終わる予定でございますので、借入れについてはございません。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條議員。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それが本来の姿であると思います。町長が町長名で銀行から融資を受けて、またそれに町のほうでお金を繰り出す、そういうようなことでなくて、きちんと見直しをした中でしていただきたいと思います。

先ほど「山桜」の件についてお答えいただきましたので、この件について再度お伺いをいたします。

これについては定款によりますと、七会村長阿久津藤男さんで登記がなされています。この点についてもきちんと見直しをお願いしたいと思いますが、もう一度、町長の答弁を

お願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 物産センターということについて、これは株式会社でございます。利益を追求して、そうしていくのが会社の本当の役目かと思っております。現在は「山桜」にも税理士を入れて、きちっとそういう面で整理をして、また物産センター「かつら」のほうの道の駅も税理士が入ってきちっとやっているところがございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 11番南條議員。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、株券554株について、これ要望について。

○議長（小松崎三夫君） もう3回目ですからだめです。

○11番（南條 治君） 要望ですから。

○議長（小松崎三夫君） 要望でもだめです。

○11番（南條 治君） 質問ではないから、適正な処理をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で11番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 日本共産党の藤咲芙美子です。通告に沿って3点、お尋ねいたします。

まず最初に、介護保険の要支援者に対するサービスについて質問をいたします。

平成27年4月に向け、医療、介護など社会保険関連法案の改定が昨日、国会委員会で強行可決されました。本日、参議院で可決される見通しとされています。

介護保険法により、高齢者みずからの意思に基づき、住みなれた地域で自立した質の高い生活が送れるよう高齢者介護を社会全体で支える仕組みが構築されています。

ところが今度の改定案によると、要支援者の予防給付、通所介護と訪問介護を保険給付から外し、市町村による地域支援事業に移行することになります。このことによって町は地域支援事業の再編成による対応が新たに必要になります。

現在町には、要支援の認定を受けた人、要支援1が27人、要支援2が145人、合計172人がおられます。そのうち101人がサービスを利用されております。

ある女性の90歳代のその夫は、歩行が困難になり、外出しなくなりました。その妻である女性の勧めで通所介護リハビリ、通所介護サービスに行き始め、回数を重ねるうちに体調も回復し、穏やかな日常を送れるようになったと話しておられました。その出不

精だった90歳代の夫は、仲間と百人一首を楽しんでいるとのことでした。

このように、介護保険制度における給付によって、人生の生きがいを取り戻し、生き生きと生活できるようになった経験が数多くあります。

このような介護保険の全国一律の予防給付の中で、安心して通所介護や訪問介護を受け、利用者は自立した生活が保障されていました。また、これまで家族の介護負担、金銭的負担の軽減が制度的に保障されていました。ところが今回の制度改定によって、これらの要支援1、2の人が介護保険の給付の対象から外されます。そして、市町村の地域支援事業に移行させられます。この法案に対して全国210の自治体から抗議が殺到したという話ですが、利用者のことを考えれば当然の声だと思います。

市町村の支援事業に移行する際に、必要なことが幾つかあります。それを要望、提案という形で、現在思っていることを申し述べたいと思います。

第1、要支援者に対するサービス提供は、地域支援事業所が引き継ぐと思いますが、その際に大切なのは、そこに人的な人材が質、量とも確保されていることだと思います。その見通しはどうでしょうか。あくまでも利用者が望む形で生き生きとした生活が送れるようにすること、利用者のQOLの質の向上が最大の目的です。安かろう、悪かろうとって、人数だけ集めて十分ということがあってはならないはずです。十分なケアマネジャーの配置などは基本中の基本です。

第2点、これまで給付額が1割負担で利用できていました。市町村の事業に移行することによって引き上げられることにならないかと心配です。それは、負担額だけの問題ではなく、その人の生涯をも左右する問題です。高くなった自己負担に耐えられずに、サービスをみずから断念せざるを得なくなるような状態は、どうしても避けなければなりません。

第3、事業主体が市町村に移行することによって、当然町には財政的な負担と責任が生じます。財政的な理由が原因で本人の心身の状態が改善していないにもかかわらず、本人の意向に関してサービスを打ち切られることがないのでしょうか。あるいは本人の実際の状態よりも改善しているとみなして、サービスを打ち切るといったことはないのでしょうか。

まだ計画樹立の段階だと思いますが、今の段階で私が考えるところを申し述べてみました。答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議席番号1番藤咲芙美子議員さんのご質問にお答えしていきたいと思います。

要支援者に対するサービスの維持と向上をこれからどう図っていくかというようなことかと思っております。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年からスタートしており、現在は5期目の介護事業のもとで進められているところでございます。

介護保険制度の見直し法案が今国会で成立する見通しでございます。その中に予防給付の見直し案が示されており、これまでの予防給付という全国一律で行ってきました要支援者の訪問介護の通所介護を市町村の事業に移行することとしておるところでございます。サービスのメニューや料金を自治体が自由に決めて、ボランティア団体などにもサービスを担ってもらうなど、より多様なサービスを提供する方向であります。財源はこれまでどおり介護保険で手当てしていくことになろうかと思っております。

今回の介護保険制度の改正は、団塊世代が75歳に到達する2025年度の介護費用が20兆円を超えることを見据え、社会保障の財源手当てなどを考慮して、幾つかの改正があるようでございます。

ただいまご質問の要支援者の介護が町の地域支援事業に移行することで、サービス維持をどう図るか、この懸念でございますが、地域の実情が全国でさまざまであることから、提供するサービスにも格差が生じてくるのではないかと予測しております。

利用者が一番大事なことだろうと思っておりますが、心と心が通じ合えるようなサービスというものが、そういう介護環境の中では大変大事だろうと思っております。

町といたしましても、これまで茨城県内最低の介護保険料金で事業を展開してきておりますが、高齢化がさらに進み、介護保険対象者数も増加してくることは必至であることから、介護保険事業の中でサービスの充実を目指していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、法律改正など国の動向を視野に入れながら、本年度策定する平成27年度からの城里町介護保険事業計画の中でさまざまな見地から意見を反映できるよう努めて検討してまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 今ボランティアなどというような言葉が聞かれましたけれども、ケアマネとかヘルパーさんとかというのは、資格を持ったしっかりとしたケアで行われているんだと思います。ボランティアに任せられるような業務ではないのではないかと思います。この件について、ボランティアに任せてしまうのかということが1つありますので、これをもう一度お答えください。

それと、全国のばらつきがあるということは、確かにばらつきは出てくると思います。そんなところではやはりサービスの充実を考えていかななくてはならないということなんです。どういうサービスをきちんと考えているのかを教えてください。

それから、介護保険を高齢者が受けるに当たって、もし制度が導入されることによって質、量ともに悪くなってしまおうということ、そういうことのないように大事だということでした。ですので、大事なところをどのように町としてはこれから考えているのか、3点、伺います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 介護する、そういう認定することにつきましては、先生とか看護師さんとか、資格のある者がケアマネジャーとして認定しているわけでございます。そういった中で先ほども申し上げましたが、サービスの方法というものは、いろいろその町村によっては違いがあるかと思っておりますが、やはり一番大事なのは先ほど言いましたように本当に心と心が通じ合えるようなそうした中でのサービスというのが大事であろうかと思っております。

それから、制度の件につきましてお話がございましたが、今国の動向を視野に入れながら、今年度策定する平成27年度からの城里町介護保険事業計画の中でそういうさまざまな皆様方の意見を反映できるように、今努めてまいりたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 認定資格者、認定するのに資格者が必要、ケアマネだということなんですけれども、やはりこれは今の介護制度だとそれでいいんですが、これから決定されていこうという制度に関しては、ボランティアに任せられる可能性というのがあるわけです。そのボランティアに任せてしまっているのかという答えが出てきていません。サービスは、心と心が通じ合えるサービスが大事だと、それは誰もみんな思っていることです。それは町がしっかりとした考えがなければサービスというものは出されないのではないかと思います。ですので、この件については心と心が通じ合えるサービスが大事だと言うならば、もう少し具体的な政策が出せるようお願いをしたいと思います。計画策定には、提案をしっかりと取り入れてほしいと思っております。

最後の答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 介護認定をすることにつきましては、ボランティアということではございません。それぞれの資格ある者が認定するわけでございますので、そのボランティアが認定するというようなことは実際にはありません。資格を持っている者が認定するというようなことでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○1 番（藤咲芙美子君） もう一つ、心と心が通じ合えるサービスが大事ということに対してどういうことなのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 答弁漏れですね。

○町長（阿久津藤男君） すみません。

心と心の通じ合えるという意味につきましては、やはり利用者が本当にここに来まして、よかったなと思えるようなそういうことの中で利用していただけるようなそういう気持ちを言ったわけでございます。そういうのをこれからの計画の中に盛り込んでいければいい

のかなと思っております。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人1名を追加いたしました。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

もしこれが決まれば本当にばらつきのある、要支援1、2の外された策定になっていくと思いますので、ぜひ今回の3つの提案、しっかりと策定の中に盛り込んでいただければいいかと思います。町民の方がとても心配しているのではないかと思います。やはりよかったなと思えるということですので、もし何か今までと違って変わったよという声が聞こえたときには、いち早くお伝えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、予防接種についてお伺ひいたします。

インフルエンザの自己負担の軽減を図ることについて町民から寄せられた要望をここでお伝えしたいと思います。

インフルエンザの公費負担について、各市町村においてばらつきがあります。現在の城里町では、助成金は800円ですが、これは近隣市町村と比較して高いとは言えません。

今、城里町は人口減少が続いており、合併した直後の2006年から比べると2,400人減っています。少子・高齢化対策にしても子育て家庭に対する支援、援助は、町としても急がなければなりません。

そういう中で、私は3人のお子さんを持つ若いお母さんから、もっと助成額をふやしてもらわないと家計がもたない、何とかしてほしいと訴えられました。お子さん1人当たり1,400円の自己負担だとすると、3人で4,200円の負担です。このことから家計の負担を考えて、やむを得ず予防接種を諦めざるを得ない家庭が多いのではないかと思います。

このまま推移しますと、間もなく2万人を切ることは避けられないと思います。インフルエンザにかかるウイルスによる脳炎になる可能性も否定できず、そうなればお子さんの身体に大きな障害を及ぼします。

このことから、町民の方がもっと予防接種を受け、安心して生活できるよう町として助成をふやしていく必要があるかと思ひます。町長の考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいまインフルエンザ予防接種の助成についてというようなことでお話でしたが、今城里町では、65歳以上の方に1,600円助成しておるところでございます。それから小児につきましては2回接種するわけでございますが、1回が800円、それを2回接種するわけでございまして1,600円を助成しておるところでございます。

以上です。

詳細については課長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長田口喜一君。

〔健康福祉課長田口喜一君登壇〕

○健康福祉課長（田口喜一君） それでは、藤咲議員の質問にお答えをしたいと思います。

補助を増額できるかという質問だと思いますが、現在先ほど町長が申し上げましたとおりに1,600円ずつ補助はしておりますが、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 今後検討していただくということですが、財源が問題なんでしょうか、検討するということは確実に上げていきますとか、それからどうこうしていきたいという具体的なお答えはいただいているんですが、検討するというのはどういうことなんでしょうか。本当に具体的に上げていただけるのか、それかこのままずっと続けて、1,600円のままの援助でいくということなんでしょうか、お答えください。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長田口喜一君。

〔健康福祉課長田口喜一君登壇〕

○健康福祉課長（田口喜一君） それでは、お答えをいたします。

これからふえる見込みがあるのかということですが、現在のところは現状維持でいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 申しわけありません。たったの200円アップすることさえもできないんでしょうか。財源が厳しいということでもありますけれども、厳しい財源をどこにどう使うかは、町政の基本姿勢だと思います。人口減を放置するのか、子育て支援によって人口減を少しでも食いとめるのか、そのような気持ちはないのでしょうか。1人たったの200円です。今近隣でも2分の1の助成はどこでもやっております。なぜそれができないんでしょうか。私は答えをいただけるものかと思って、少しわくわくをしてきて質問に当たったんですが、なぜたったの200円を上げることができないんでしょうか、お答えください。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長田口喜一君。

〔健康福祉課長田口喜一君登壇〕

○健康福祉課長（田口喜一君） お答えをいたしたいと思っております。

ここでできるということは言えませんので、これからいろいろ協議しなくてはなりませんので、その後になるかと思っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） 今後協議をしていくということは、課長さんが今後検討していきたいということだと思うんですけども、課長さんの思いは伝わりました。町長の意見をお答えください。上げるつもりがあるのかないのか。

○議長（小松崎三夫君） 3 回、質問したので次に行かないとだめです。次に進行してください。

○1 番（藤咲芙美子君） わかりました。ぜひお願いします。

次に東海第二原発の再稼働についてお伺いします。

東海第二原発の再稼働に当たって、町長に良識ある判断をお願いしたいと思ひまして、質問をいたしました。

東海第二原発発電所について、2012年6月議会で本町議会が私たちに提出した請願に全会一致で廃炉を決議していただいたことに、この場から敬意を表したいと思ひます。

また、町長が福島原発事故の比較的早い時点で、脱原発の立場から活動されていることに、私は全ての原発の廃炉を願う一町民の立場から内心誇らしく思っております。

2013年9月30日、JCO臨界事故を忘れない、原子力事故を繰り返さない茨城集会というのが東海村で開かれました。ここでは、福島原発事故から2年半たって東海第二原発の再稼働の動きに対して、これは絶対許すことができないという趣旨の抗議のアピールが採択されました。この集会に各自治体の長から賛同のメッセージが寄せられました。私は阿久津町長の次のようなメッセージに深い共感を覚えました。一部を朗読したいと思います。

原子力発電の安全神話が崩壊したと思われる現在、安全性が立証できない段階での発電所の再稼働につきましては反対をしてまいりますし、場合によっては廃炉もやむを得ないものと考えております。東海第二発電所の再稼働につきましては、慎重に見守るとともに、住民が安心して暮らせるまちづくりのため、防災対策の充実に努め、所管、当局等への原子力への安全確保を求めてまいる考えでございますので、今後とも皆様方のご支援とご協力をお願いいたしますと述べておられます。

ところがことし5月20日、原電、日本原子力発電は、東海第二原発の適合性確認の審査を受けるとする申請書を原子力規制委員会に提出しました。それに先立ち、周辺の11市町村は原電との安全協定に向けた協議を行いましたが、そのことで朝日新聞5月21日は、申請が再稼働に直結しないことを確認した上で申請を認めたと報道しました。同じ紙面で水戸市などの周辺自治体は、県や東海村と同様、再稼働に関する地元同意の権限を得るために、安全協定の見直しを日本原電に求めてきた。今月中には安全協定の対象自治体の拡大に向けた協議が始まる。高橋市長は立地自治体と同等の権限を広げ、我々が再稼働の是非を判断する自分たちのまちは自分たちで守ると報じています。



また、同日付の茨城新聞は原電と県、東海村などを結ぶ原子力安全協定について、11市町村は再稼働の回避判断をと、東海村と同等の権限を周辺11自治体にも拡大するよう要求してきたとあります。それについて原電側の話としては、原発の今後の運営に対する判断を各自治体に求めるまでに協定を見直す約束をしていると書いています。これによると原発30キロ圏内の自治体の市町村の役割と責任は重大です。私自身、肉親が今もって避難生活を強いられていることから、原発の再稼働については絶対反対です。

そこで、町長にお尋ねいたします。もし東海第二原発再稼働の動きが出て、周辺自治体の長の判断が求められたとき、町長にはこれまでどおり脱原発の立場から再稼働を認めないという態度を毅然としてとっていただきたいと思います。それが多くの町民の願いであり、議会が廃炉の意見書を出したことと歩調を合わせることになるかと思います。町長の決意をお聞かせください。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 東海第二原発の再稼働に対する町長としての考えということでご質問かと思えます。

私は脱原発を目指す首長会議に加盟しておりまして、今後も再稼働には反対してまいりたいと考えております。

また、県央地域と原子力地域の11市町村長の総意として、東海第二発電所のいわゆる安全審査の申請を了承しましたけれども、申請は再稼働に直結しないという条件を提示した中で東海第二発電所のほうに申し込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 再稼働は認めない、反対するというので、前向きな心強い答弁をありがとうございました。

全町民の命と暮らし、なりわいなど、全て原発の放射線によって影響を与えることは、福島第一原発での教訓があると思います。これは、もう絶対再稼働はいけないというようなことを通していただければと思います。ぜひ、私も一緒に頑張りたいと思います。終わりです。

○議長（小松崎三夫君） 答弁はいいんでしょうか。

○1番（藤咲芙美子君） 答弁していただければ、もっと確実にしませんと、再稼働は認めないようにします、確実に言いますということであれば、言っていただきたいと思います。反対するという答弁はいただいておりますが、強い気持ちを出していただければ、町民は安心すると思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 再稼働につきましては、原子力安全協定見直しに向けた協議が始まっておるわけでございますけれども、私自身は、先ほども申し上げましたように、東海第二は廃炉にさせていただきたいという、そういう気持ちでこれからもやっていきたいと思っております。

ただ、ここで考えなければならないのは、廃炉のままで置いても、大きな津波が来たときには、それなりの被害をこうむってしまうということ。そのためには津波が来ても、大丈夫なような、そういう今の何ていうんですか、安全な東海発電所にしておかなければならないという、そういうこともあろうかと思えます。そこら辺のところ、前にもお話をしましたように矛盾するようなことがあるわけなんですけど、先ほども言いましたように、この安全審査の申請を了承しましたけれども、申請は再稼働とは直結しないという条件を提示しておりますので、その方針でやっていきたいと思っております。

○1番（藤咲芙美子君） 終わりです。

○議長（小松崎三夫君） 以上で1番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、6番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 参考資料の許可を願います。

○議長（小松崎三夫君） はい。

○6番（河原井大介君） 議席番号6番、河原井大介でございます。通告に従いまして5点の質問に入ってまいりたいというふうに思います。

町長におきましては、いろいろなご答弁、頂戴いたしますようご期待申し上げます。

まず、1点目、入ります。

議会基本条例というものがございます。これは言わずと知れた全国の自治体どこでも、議会で基本的な理念を決めていこう、いわゆる何ていうんでしょう、議会での憲法というような位置づけをされているようであります。いろいろ基本的な事項について定めた条例、議会基本条例でありますけれども、これにつきまして、過去4年間にわたりまして城里町議会の議会運営委員会でも、さまざまいろいろな地域に出向きまして、勉強会、あるいは研修を受けているということでもあります。

昨年7月には、議会運営委員会で議会改革検討に向けまして、長野県飯綱町というところで基本条例についての研修を行っております。私は、当時メンバーではないので研修は受けていないんですけども、資料を見ますと、その決定過程、いやこれはしっかりしています。意見、感想、要望、さまざまな聞きながら、町民の側に立った、何度も報告しながら、そしていろいろな受け取りをしながら進めていく、そういうことを決めていった。また、町民に大きな影響のある町の重要政策、このようなきめ細かい過程を通して意思決

定をしていく、まさに民主的な手法によって政策決定をしているということでもあります。

ここで質問をいたしますけれども、議会基本条例制定について、町長、これをどのように、議会基本条例について、どのようにお考えなのか、お聞かせいただければというふうに思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長、阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 6番河原井大介議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

議会基本条例制定についての町長としての考えはというようなご質問かと思っておりますが、議会基本条例は、地方議会の運営方法を定めた最高規範とも言うべき条例でございます。平成18年に施行された北海道栗山町の栗山町議会基本条例が最初と言われておりまして、県内では、銚田市、ひたちなか市議会等で制定されているようでございます。

栗山町の条例を例にとりますと、4年半に及ぶ協議を行い、質問の形式や反問権の規定、議会主催による町民の団体との意見交換会の設置や年1回の議会報告会開催の義務化、議員相互の自由討議の推進、条例そのものの定期的な見直しの実施などが盛り込まれているようでございます。このように、議会基本条例は、議会の基本理念や基本方針など、議会運営に関する基本的事項を定めようとするものでございますので、特別委員会や議会運営委員会等で調査しまして協議され、そして議員提案で制定されることにつきましては、私は特に異論はございません。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 制定について、当然なんだろうというようなご答弁だろうと思っております。

憲法上は、議会、あとは町長、城里町は町長であります。同時並列的に住民を代表しまして、それぞれ直接住民に責任を負うという制度がつまり二元代表制であります。この2つの代表機関、ともに町民の信託を受けて活動しながら、議会は多数による合議制の機関、また町長におきましては独任制の機関として、それぞれの特性を生かしながら町民の意思を的確に反映させるために競い合い、協力しながら、かんかんがくがくと議論をしながら、町としての最良の、ベストな意思決定を導く共通の使命があるということが課せられている、これが二元代表制の本質だろうというふうに思っています。

以上のことによりまして基本条例の制定については、議会ですべて話していただければという話なんですけれども、これは議会だけの問題ではなく、同時に執行部の問題でもあるというふうに思います。つまり、ともに町民の利益を確保するために機能を有する機関のお互いが議論をしていって、先ほど反問権の話もありましたけれども、そういったものも含めて、どういうルールづくり、どういう方向でつくっていくのか、議論をしていくのかということも含めて、これは一緒に考えることなのではないかなと。通常は議

会で提案するという話になりますけれども、ただ、今さまざまな状況下の中で、やはり一緒に手を取り合って、そういったものも考えていくということも必要ではないのかということでも質問をさせていただいております。いわゆる我々議会は、当然常に町民の意思の把握に全力を尽くしながら、政策立案、そしてそれと同時に町長も一緒に考えていただければというふうな質問の意図でありました。

次の質問に移ります。

これは、議会基本条例と同じような意味合いではありますが、議会の通年化というものであります。いわゆる通年議会というものでありますけれども、この通年化、先ほどお話しさせていただきました。政策を実現するためにしっかり議論をしなければいけません。それにはやっぱり今までのような形式的な議論では、もうだめなんだろうというふうに思っています。執行部、議員同士の議論はもとより、具体的な資料に基づきまして、しっかりと議論を何度も何度も重ねていかなければいけないだろうと思っています。そのために、やはり通年議会、いわゆる1年間議会を開いていて、さまざまな議論を、その柔軟性を持って議論をしていければいいんじゃないかという思いであります。この考え方について、1年間議会を開く、そしてさまざまな問題について積極的なご意見として受けながら、町長のご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 通年議会につきましては、平成24年9月の改正地方自治法の施行によりまして、条例で定める日から翌年のその日の前日までを会期とする、いわゆる通年議会が法定化され、全国でも導入している団体がふえているような状況で、県内では常総市が今実施されていると伺っております。

今後、通年議会導入を検討されるのであれば、特別委員会を組織しまして、そして協議、議会運営委員会等を中心に通年議会の長所、短所等の比較検討をされることになるかと思いますが、その際には今、大介議員のほうからも言われましたように、執行部のほうからの意見もご検討いただき、議会と行政がともに歩む通年議会の開催をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 答弁いただきました。もちろん執行部と一緒に考えていくことだろうというふうにも思っております。

現状なんですけれども、私のほうからちょっとあれですけれども、現状では質疑、一般質問、質問等々は定例会等では質問することはできますけれども、臨時会では緊急質問を除きまして質問をすることができない。委員会の開催についても、定例会中は付託議案の審査とか所管事務の調査のためには開催できますが、臨時会中は付議や事件は、その特別

な、緊急な審査、調査でなければ開会できないとか、さまざまなメリット、デメリット、今までのやはりシステムがなかなか機能していないという事実があります。これではやっぱり会期日数、時期、質疑、質問、委員会審査、休会等々の日程も、もともと決まっている内容で、ほぼ固定された予定の中で、固定されたことにおきましての弾力性のある対応が困難であるというふうに思っています。

私がこの質問をしているのは、やはり……

○議長（小松崎三夫君） ちょっと待って。

○6番（河原井大介君） はい。

○議長（小松崎三夫君） 傍聴人に申し上げます。ご静粛をお願いします。

はい、すみません。

○6番（河原井大介君） 私がこの質問をしていますのは、平成26年度予算案が二度にわたり否決されています。この大きな要因というのは、やはり執行部の専横にあると思っ  
ていますし、町民の代表である議会を初め住民に対して、圧倒的に情報が不足していること  
に起因している。もちろん、今までの議会のあり方、当然議会内部の政策討論、議論、  
それが余り活性化されていなかったんじゃないかということは、もちろん反省すべき点で  
あるということは、これは間違いないと思いますけれども、いずれにしましても、今私た  
ち議員、執行部が原点に立ち戻りまして、主権在民、主権は住民にありまして、町民の政  
治的な、そして経済的な文化的な利益をどう守っていくのか、本当の意味で再考してい  
く時期に来ているんじゃないかということです。

ここで、町長、この辺について、どういうふうに、こういったシステム、ルールをつく  
りまして、町長としては今、町としての、私が先ほど言いました情報提供の問題について、  
どのようにお考えなのか。ちょっとお聞かせいただければと思います。これに関連した感  
じで結構ですが。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 現在の議会というものは、年に4回の定例会や、その必要に応  
じた中で開かれる臨時議会という中で、議案に対する審査、議決をお願いしてきたわけ  
でございますが、そういう新しい発想のもとで、これからはやっていかなければならぬと  
いうようなことも出てきているんじゃないかなと思っております。社会の進歩についてい  
くような形で、そういう今言われましたような考え方のもとで、これからも議会が開かれ  
て、そして討論ができたり、ご質問ができたりということでやっていければ、大変ありが  
たいかなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人2名を追加いたしました。

6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君）　そうですね、いずれにしましても、いろいろな意味で議会として、議会、議場の中で議論をしていること、それを情報公開していくという作業が、いわゆる理念をつくり、そしてルールを、システムをつくっていくことだろうということを思っています。やはり、この町の未来を守るためには、やっぱり変わっていかねばいけない、そういう部分があるんだろうというふうに思います。そのことを町長と共有をさせていただきまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

3点目に移ってまいります。

地域活性化対策について、いわゆるまちづくりビジョンというものであります。これは以前から、何度も私のほうでも質問させていただいております。いろいろと具体的な内容について3点お聞きをしたいと思います。

城里町のブランドづくりについて、どういうふうな感じで今、現状、行われているのかということをお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、6次産業化。これはいろいろな議員さんからお話がありますがけれども、6次産業化の現状、そして今後の具体的な取り組みについてお聞きしたいと思いません。

3点目ですけれども、地域の実情、城里町の今、農業も商業も工業もそうなんだと思えますけれども、どのような形の実情で、人口の問題、どうなんでしょうか。そういったことも含めて、実情についてお聞きしたいと思います。

また、さらには地域活性化というものをいつもうたい文句にしておりますけれども、具体的な取り組みについて、どのようなことをやったのか、またこれからやるのか、計画しているのか、考えているか、町長としてはどういうまちづくりでありたいのか。その点についてお聞きをいたします。

○議長（小松崎三夫君）　町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君）　地域活性化対策についてということで、広い意味ではいろいろあるわけですが、今議員のほうから言われましたように、城里町ブランドづくりについてのご質問でございますが、地域ブランドづくりは、消費者はもとより生産者、製造者等にとってわかりやすい形にしていくことが望ましく、必ず必要となるのはブランドの構築の主体となって取り組みを進める組織づくりであると思っております。地域ブランドにかかわる人々の間では、何を目的にして、どのような人々を対象としたブランドをつくるのか、取り組みの意味と、その目的を明確に共有することが大切でございます。生産者、行政、団体、民間企業といった目的の異なる方々の意見をまとめるための十分な検討が必要と考えておるところでございます。

それから、6次産業の現状と今後の具体的な取り組みについてでございますが、現在、JA水戸かつら地区におきましては、地元産品を使用したジャムやアイスクリーム、ジュ

ースなどの加工品を、道の駅かつらでは地元食材を利用したまんじゅうや、レッドポアローを使用したおせんべいの加工と販売を行っておるわけでございます。また、道の駅茨城県ブロック連絡会は、県産みそと納豆、レッドポアローを使用した商品を茨城道の駅共通商品として開発し、県内10カ所の道の駅で販売をしているところでございます。七会地区では、J A茨城中央の栗加工施設において、栗ペーストや栗粉などの加工販売をされまして、古内茶や栗やブルーベリーを加工したアイスクリーム等の販売を計画しております。商品開発にはさまざまな試行錯誤が必要でありまして、本町に限らず、地場農産物の商品化にも乗り越えるべき課題がいろいろございますが、生産者の方々とともに商工会等の協力をいただきながら、進めていきたいと考えておるところでございます。

地域の実情についての取り組みでございますが、地域を活性化するという点については、なかなかこれほどの町村でも重い課題でございます。まず商工業においては、車社会の進展や大型商業施設の新設など、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化を受けまして、商店を初めとする中小企業の経営環境は厳しいものがございます。商店街につきましても、現状を把握するとともに身近な商業地としての魅力の向上と経営の近代化、商店街組織の育成、強化に取り組む必要を感じておるところでございます。そのためには、各経営者の意識改革が必要でありまして、経営者間の連帯意識を高め、それぞれ経営力の強化を図るため、中心的役割を担う商工会への助成や支援を行い、個人消費の拡大や顧客の増加を図り、魅力ある商店街の創出につなげられればという、そういう気持ちで今おるわけでございますが、なかなか難しいのが現状でございます。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 難しいという言葉が出ましたけれども、難しいですよ、確かに。ただ、何をするかということなんだろうというふうに思っています。

幾つか、この城里町が合併してもう10年がこれから来るんだと、10年目を迎えるということでもありますけれども、そういう中で、城里町が今までどのような施策、方向をホームページ、そしてPR、本や雑誌で出してきたか。幾つか買って、見てきたんですけども、ピックアップしてきました。すごい、結構あるんですよ。地域の産業が衰退しているということを前提にしながら、基幹産業は農業であって、中山間地域で大変だ。農業担い手の発掘や育成、それには食とか農とか町の産業発展の底上げをすとか町の環境資源を活用する、山とか川とか田んぼとか畑とか、どんどんいいように使っていこう、観光への施策をどんどんやろう、商工会と連携しよう、農協と連携しよう、地域食材の活用をしよう、優秀な人材の発掘、育成をしよう、たくさんあります。ずっといろいろなことをペーパーでは確かに書いています。

じゃ、具体的に何かされてきたのかという議論。食農教育、グリーンツーリズム、遊休地、耕作放棄地をどうすんだ。それから、小さい成功事例をつくりながら、どんどん大き

な方向に転換していく。じゃ、城里町は中小企業なんだから、いわゆるもうける、もうかる、そういう作戦で農業や工業や商業を発展させていこうよ、さまざまな意見がありました。

でも、根本的に、私、前々から言っていますけれども、この3点のお話を今聞かせていただきまして、やはりそのスペシャルチーム、特別チーム、地域を活性化する縦割りの行政ではなくて、横の連携で1つのスペシャルチームをつかって、その上でしっかりもうつくっていかねばなりません。

先ほど、地域の実情については厳しいと。例えば人口の問題があります。6月1日現在で2万412人、これはちょうど来年の今ごろは2万人を切っている、人口は切っている、そういう可能性もひしひしとを感じるような数字がもう出ています。そういった中で、じゃ、どうやっていくのかということについて、例えばです。

城里町のブランドづくりについて、例えば実はありまして、申請者が城里町のブランドにしてほしいというものがありました。でも、結局その2点ほどのブランドのものは却下されてしまったんですね。理由は何かというと、販売する町内に販売拠点を持たないというふうになるんです。ただ、生産をしています。加工もしています。ただ、なかなか販売拠点を、店舗を構えるというのは厳しい。じゃ、インターネットではだめなんですか。いわゆるブランドで選考する委員会等々が、協議会があるんだと思いますけれども、点数が余りにもちょっと高過ぎるという部分、さらには将来的にその商品がどのような形で発展していったら、このまちのブランドとして輝いていくのか。そういうことを、計画もやっぱりしっかりと議論しなければいけないんだろうと思います。

ちなみに、1つの案件に対して小1時間ぐらいで協議をして、通り抜けていきます。つまりヒアリングはありません。そういうことも含めて、町長、やはりこのブランドづくりというものについて、しっかり庁舎内においてブランドに対して、どのように位置づけをして思いをしっかりと持っていくのか。まずその一つ一つのことを丁寧に作り上げていただきたいというふうに思います。これは町長の指示の中で、きっちりブランドをつかっていく、そしてやはり少し、何ていうんでしょうね、城里町のブランドというものを少し上に上げ過ぎずに、少し緩い形、最初はしっかりと皆さんの情報を入れて、さまざまな意見、さまざまな商品を抱え込みながら精査をしていくという方向性もあるんだと思いますので、いずれにしても、そのやり方、手法については町長にお任せいたしますけれども、いずれにしても、ブランドとして作りたいという人がたくさんいて、それを町に対して要望していますが、それが通らなかったという事実。それがあつたということも、まずご理解いただきたいというふうに思います。

6次産業化の現状はブランド化と連携します。確かに、農協や商工会、さまざまな連携をするというお話なんですけれども、やはりそのお金ですよ。やっぱりある程度、6次産業化をするためにはお金が必要です。そのお金を、じゃ、どのようにするか。いわゆる



国や県、さまざまなところで6次産業化について、農林水産省も含めてさまざまな予算を組んでいるわけです。それをやはり城里町として6次産業化において、もちろんブランド化創出の協議会も含めましてですけれども、そういうところで文章を書いて原稿をつくって、それを国に持っていく、そういう作業もそろそろ本格的に必要なんだろうというふうに思っています。そのことも、町長、よろしくお願いいたします。

この地域の実情においてなんですけれども、本当にさまざまなことがずっとペーパー上はたくさんありまして、先ほどもお話しさせていただきました。この基幹産業、経営の組織化とか、いわゆる法人化とか何ていうんでしょうね、新規就農者を育成する。それから、工業については、産業についてもお金を出しながらも、そして商業運用に対しても、もう一度プランニングをし直してというお話であります。ですから、先ほど私も冒頭、議会基本条例や通年議会等々でもお話しさせていただきましたけれども、そういう中において、政治を考えていく、つくっていく、生み出していく我々、町長、また議会そのものが地域において、しっかり地域の中で話を聞く、そういう懇談会等々もやっていくべきなんだろうと思います。

具体的に何ができるかということを含めても、やはり専門家の力が、スペシャリストの力も必要だと思っていますので、そういうことについて、いわゆる先ほど言いましたように、縦割り行政ではなく横の連携をした地域活性化のプロジェクトを生み出すような、そういう創出する室でも課でも結構ですので、そういうのを創設していただきたいということに対してご答弁をいただきたいのと同時に、その中身について、もしお考えがあれば、町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 今、ブランド化とか、そういう中での、これからのブランドをつくるためのいろいろな経営環境というものは、どうしたらいいのかというようなことを大介議員さんのほうからお話がありました。

確かに、ブランドをつくるという中におきましては、組織というものも1つは本当に大事なことであろうかと思っております。その組織がはっきりした中で、きっちりした中でブランド品をつくっていただいて、そしてその販売について我々も助けられるところがあれば、販売の、売る先を何とか協力していきたいというような、そういうことが大事なことはないかなと思っております。そうした中で、専門家も入れた中で協議して、よりよいブランド製品をつくっていくというようなことが、本当にこれからは大事なことはないかなと思っております。

どこの市町村におきまして、ブランド品につきまして、いろいろ協議しているところでございますが、城里町も負けぬように、そうした中でのブランド製品を販売できるような、そういうことをこれからもやっていきたいなと思っておりますので、よろしくご指

導のほどお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 前向きな答弁なのかというふうに思います。つまり、町長、あれですよね。そういう場所、スペシャルチーム、特別チーム、いわゆるそういった専門家を入れながら組織をして、行政としてバックアップするということで、よろしいんでしょうか。

はい、ありがとうございます。そういうことだと思います。つまり、そういうことで、きっちりと町としてバックアップをする姿勢がきょうから始まるんだらうというふうに期待を申し上げまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

4点目なんですけれども、桂図書館の指定管理者制度、この導入について、その計画、経過、詳細、プロセスについて、ちょっとお聞きをさせていただきます。

これは、5月21日の臨時会において、突然出てきた、降って湧いたような話だったものですから、再度、計画、詳細についてきちんと説明をいただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 指定管理者制度については、ご承知のように国においては、民間でできることはできるだけ民間に委ねるという原則のもとに、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施行されており、本町においても既にホロルの湯等において指定管理者制度を導入しておるところでございます。

桂図書館については、図書館等の備品購入費を除いた経費のうち人件費が60%以上を占め、2,500から3,000万円程度かかっていることから、平成24年度に行財政改革幹事会及び行財政改革推進本部会議において、協議されておるところでございます。その結果が答申として出され、桂図書館の指定管理者制度に移行する方向性を確認したところでございます。あくまでも基本的な考えは、民間活力の導入によりまして、より低コストで住民にとってよりよいサービスが提供され、住民の満足度が向上することが前提であろうかと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 町長に今お聞きしたんですが、これは教育委員会にもお聞きしたほうがよろしいのかなと思いますけれども、まずその前に、桂図書館の指定管理者制度の前に、実は前に三村孝信議員からの質問の中で、コミュニティセンター、この2階に図書館を設置、再度つくっていただけないかという話があったかと思います。そのときに答弁としましては、町長が答弁をした中では、今後は新庁舎が完成し、また新たにコミュニティセンターに入室をする部署が決まった時点で、図書室の設置につきまして前向きに

検討してまいりたいというふうにありますけれども、まずこのコミュニティセンター、図書館について、今どのようにお考えなのか。つくるのかどうかという、設置するのかどうか、今どのようにお考えなのかというのをお聞きしたいと思います。

また、恐らく経費というものも基準に考えたということもあるんだろうと推測されますし、そうなんだろうと思いますけれども、それだけであるならば、正規の役場職員を減、減らしまして、例えば嘱託だったりボランティアの方あたりに協力をいただきながら、十分対応できることなんだろうというふうにも思っています。このような重要な施策であります。町民の皆様、あと議会に全く相談、全くこの話がない、報告もない中で、本当は相談しながらやっていくんでしょうけれども、そういったことがない。多くの、本当はそういった意見を集約しなければならぬのにもかかわらず、これはあれですかね、一定の職員レベルの中で、教育委員会の中で決められていった内容なのかどうか。その2点、ちょっと確認をさせてください。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） コミュニティセンターの中に以前から図書館というものがあつたわけですが、そうした中で一般質問だったと思いますが、図書館を残してほしいというようなことがございました。私もそのときに、ここでどういう答弁をしたかというのはちょっとあれなんです、前向きに考えていきますというような答弁をしてきたと思っておりますので、今現在そういう中で、このコミュニティセンターの中に今まであつたような図書館というものもつくっていかれると思っております。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長大貫忠男君。

〔教育委員会事務局長大貫忠男君登壇〕

○教育委員会事務局長（大貫忠男君） 6番河原井議員さんの質問にお答えします。

指定管理者制度の導入の決定でございますが、町の中に行政改革幹事会というのがございまして、こちらのほうは各課局長補佐クラスで構成されております。その中で、まず町の行革を、この図書館ばかりでなく、いろいろな問題を検討してございます。それで、この中で検討した結果を行政改革推進本部の上部団体、こちらのほうは副町長が理事長となっておりますが、教育長、それと特定幹部職員から構成されてございまして、その中で決定されたものが町長のほうに答申されるようなことになっております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） まずは、指定管理者制度そのものについてのことなんだと思いますけれども、指定管理者にはやはりメリット、デメリットがありまして、やっぱり一番大きなデメリットとして今考えられているのが、図書館が持つ個人情報、それを民間業者

が管理することへの不安等々、こういうこともあるんだろうというデメリットが非常に多く、いろいろな全国見れば、確かに指定管理者でやっているところもありますし、さまざまあるんですが、そういった問題も不安視されているというところもあったり、また図書館というものについて、利益を求めることをしないというルールの中においては、やはり図書館として民間業者が入ってやるのがどうなのかとか、さまざまな問題は確かにあります。それはちょっと置いておきます。

先ほどの政策決定過程の中で、行革の中でいろいろ話し合われたというふうにありますけれども、そういう話というのを決定していく、先導していくという形の中では、当然教育委員会としても、ある程度の話というのをするわけなんではないでしょうか。つまり、自然発生的に指定管理者制度でやるよねという話ではないとは思いますが。つまり、教育委員会、そのもので、じゃ、図書館については指定管理者制度がありますよという提案があるんだろうというふうに思います。その過程の中で、先ほど副町長の名前が出ましたけれども、そのリーダーが立っていて、そこからさまざまな情報で横の連携をして、情報を開示していくという、いわば共有をしていくということですね。

しかし、情報開示はなかったということであるんだというふうに思います。それはあくまでも役所の中での話は、確かにそれはそれでいいんですけども、本来、本質的な問題として、じゃ、どのようにその指定管理者制度というものが出来たのか、そこら辺がちょっとよくわからなかったということになります。そのことについて、もし何かあれば、今まで検討してきたとか、そういう過程があれば、どういうふうなやり方があるのか。

そして、メリット、デメリットについて、どういうふうに今認識をしているのか。まだ3週間ぐらいしかたっていないですけども、その話を聞いてからですね、指定管理者制度をするという話を聞いてから3週間ほどですけども、その中でどういう話し合い、整合性、そしてその図書館、いわゆるこのコミュニティセンターにもう1個図書館をつくるという話を含めて、その整合性については、その図書館を管理する部署としては教育委員会なんだと思いますけれども、その点について総体的に、総合的に、どういう判断をしているのかを、現状で結構ですので、現状の話で結構ですので、お聞かせください。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長大貫忠男君。

〔教育委員会事務局長大貫忠男君登壇〕

○教育委員会事務局長（大貫忠男君） 6番河原井議員さんの質問にお答えします。

まず、教育委員会の中で議論したかどうかということなんですが、行政改革推進本部というのが各課にありまして、各課で行革、今財政難でありますから、もっとよりよい方法がないかということで、そういった提案をしていただきます。それが総務課のほうに行きまして、総務課のほうで行政改革推進本部を開催いたします。その中で決定したものが、推進本部のほうに上げられて、推進本部で決定されれば、それにしたがって各課、今回の場合は教育委員会ではありますが、推進していくというような方向に今のところなっております。

ます。

あと、図書館の設置につきましては、前に町長答弁でたしか設置するというような方向であったと思うんですが、そこら辺は今後もう一度、再度町長と検討してまいりたいと思います。

○6番（河原井大介君） 指定管理者制度のメリット、デメリットについてわかっている範囲で。

○教育委員会事務局長（大貫忠男君） それと、指定管理者制度のメリット、デメリットですが、県内の公立図書館の中で、平成22年4月1日から潮来市の市立図書館が指定管理者制度を導入してございます。これを来場者数で見ますと、指定管理者を導入する前の来場者数と、指定管理者制度を導入した平成23年度、この年は東日本大震災があった年なんですけど、1年間閉館したということでございますけれども、平成22年度が19万人、平成23年度が19万4,000人ということで、102.1%来館者数が伸びております。それと、開館時間を1時間延長しております。10時から9時ということで、こういったことが町民の利用の増進につながっているのかなと思っております。それと、コスト削減の実現ができていますというようなことでございます。以上がメリットとして上げられるものかと思いますが、またデメリットとして、図書館を指定管理者にしてしまうものですから、行政の企画、立案、そういったものが伝わらない。そういったことと、また郷土、行政資料の収集が滞ることがあるんじゃないかということが心配されます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） 今回の指定管理者制度についての質問でありまして、運営とか、どういうふうにか企画とか立案とか、そういったものについて、どういうふうに話をするのかということに対しては、ちょっと私も今回は質問を控えたいと思いますけれども、いずれにしても、この次の質問に続きます（仮称）桂町民センターとの兼ね合いの中で指定管理者制度の話も出てきたんだという話も聞いておりますので、指定管理者制度については、そういう方向で理解をさせていただきます。

つけ加えまして、要望というかつけ加えさせていただきますけれども、1階のいわゆる歴史が飾ってある歴史館的な、その歴史的なさまざまなもの飾ってあるお部屋がありますけれども、もう少し有効活用できないのかなというさまざまな意見もありますので、その点については、次回、質問させていただきたいというふうに思いますけれども、次の質問に移ってまいりたいと思います。

（仮称）桂町民センターであります。

これについては、さまざま委員会等々でも話しましたけれども、一般質問において、ある程度の説明をしたいというお話がありましたので、このセンターについて説明のほうを

お願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） （仮称）桂町民センターの計画の概要についてでございますが、現在、桂支所につきましては、さきの東日本大震災によりまして被災し、桂図書館の2階を仮事務所として住民サービスを提供しておるところでございます。図書館は社会教育を目的とする施設でございます、設館条例も制定してございます。その施設の中に、いつまでも町部局の行政組織が存在するのはいかがかと思われま。また、先ほど申し上げましたように、行政改革幹事会及び行政改革推進本部会議の中で図書館に指定管理者制度を導入し、経費の削減を図るべきとの答申がございまして、桂図書館については指定管理者に移行する方向性を確認していたところでございます。

さらに、震災後支所で利用しておりました防災無線放送局及び第2ブロードバンドサーバーを桂公民館に移設してございます。以上のような状況を踏まえまして、支所は新たに建設せず、桂公民館の改修によりまして建物全体を（仮称）桂町民センターとして桂支所と桂公民館を併設し、それぞれの業務を行うということにしたものでございます。

しかし、今回、もう少し論議をしていただきまして、それから新たな提案をして、よりよい方向に持っていければと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） この桂町民センターは、本年度予算の中で1億3,000万、プラスアルファ367万円という数字が出ております。その中で、やはりこの課題の中で、今、もう一度再考するというお話があったというふうに思っています。この問題は、地域の、特に桂地区の住民の利便性に大きくかかわる重要政策の一つであります。桂図書館の中に、2階に桂支所機能を移転しまして、それを出して、そしてそういう中で1億3,000万というお金を、4月の議会においてぽんと出てきたその予算、そういったものについて、やはりなかなかそのプロセス、お話、説明、そういったものが全くない中で出てきたものについては、いま一度再考するというお話であったかというふうに思います。

その中で、どのような機能を持った、支所機能を残して公民館に併合する、その責任の所管はどこなのか。この政策決定過程において、支所、現場の声、城里町民の意見、そして町民を代表する議員の意見を反映しているのか。ここが問題だったんですね。ここが問題なんです。執行部は現場主義の観点から、きめ細やかに検討されてこなかったのではないかと何を何度も質問させていただいております。何度も繰り返して恐縮なんです。主権在民、主権は町民にある、そういう意識の中、そういった認識の中から町民の側に立って考えていかなければいけない、そういう施策なんだろうというふうに思っています。もちろん、将来の負担や、その必要性が町民の意見とは確かに矛盾する場合もあるか

もしれません。それでも、誠意を持って理解をいただく作業、何度もそういった話を、議論を重ねていく、まさにそれが役場、行政のお仕事なんだろうというふうに思っています。

このことについて、やはり今町長の答弁の中で、これから再考するという話でありますので、これ以上の答弁はいただきませんが、強いて言えば、突然出てきた予算案、やはりそこについてきちんと議論をする、または委員会を開く、さらには議会に対してどんだん説明をしていく、公開していく。そして、地域に情報公開をしていく。その作業をしていただけるかどうか、再度質問します。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） これから大きな事業をやるというようなことにつきましては、議員の皆様方と協議をいたしまして、そしてまた、その近くの住民の皆様方のご意見等もいただいて、そして行政をやっていくというのが本来の執行部の責任であると思っておりますので、そういう気持ちを持ってこれからもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 6番河原井大介君。

〔6番河原井大介君登壇〕

○6番（河原井大介君） そうですね、前向きなご答弁をいただいたというふうに思っています。

最後に、以前議会でもお話をさせていただきましたけれども、町長、ある言葉を紹介させていただきながら、終了させていただきたいと思っております。第55代の内閣総理大臣でありました石橋湛山先生の言葉を紹介させていただきながら、終了させていただきます。

石橋湛山先生は地方自治体の民主主義に対しまして、このようにおっしゃっています。「地方自治体にとって肝要なる点は、その一体をなす地域の比較的小なるにある。地域小にして、住民がその政治の善悪に利害を感ずること緊密に、したがってまたそこに住んでいる者ならば、誰でも直ちにその政治の可否を判断することができ、同時にこれに関与し得る機会が多いから、地方自治体の政治は真に住民自身が、自身のために、自身で行う政治たるを得る」と。要約します。地方自治体、市町村によって、とてもいいこと、大切なこと、その行政区域が比較的小さい、そして住民の抱える身近な問題、課題に対して政治を行うにしても、住民の方々が比較的身近に善悪を判断し、また地方自治体の政治、身近に議論する場を持ちます。そして、参加する機会も多い、またつまり住民自身が住民自身のための住民自身で行う政治、これが地方自治体の政治であると石橋湛山はおっしゃっております。

城里町合併10年を迎えるに当たりまして、心新たに今後の町のあり方について、真剣に丁寧、そして積極的に模索して、ともに模索してまいりたいというふうに思っています。

以上、質問を終了させていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 以上で6番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりを  
いただきたいと思います。

なお、議員各位においては和室控室にお集まりをいただきたいと思います。

午後 0時07分休憩

---

午後 0時24分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす19日から26日までは議案調査、議案整理のため休会とし、27日は午前10時を  
もって再開し、議案質疑から入りますので、会議10分前までにご参集くださるようよろし  
くお願いします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 0時25分散会



第 3 日 6 月 2 7 日 (金曜日) 本 会 議

平成26年第2回  
城里町議会定例会会議録 第3号

平成26年6月27日 午前10時05分開議

1. 出席議員（16名）

1番	藤 咲 芙美子 君	9番	桐 原 健 一 君
2番	片 岡 藏 之 君	10番	小 林 祥 宏 君
3番	菌 部 一 君	11番	南 條 治 君
4番	余 水 紀 夫 君	12番	杉 山 清 君
5番	三 村 孝 信 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	河原井 大 介 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
7番	関 誠一郎 君	15番	根 本 正 典 君
8番	阿久津 則 男 君	16番	小 坏 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	鯉 渕 弘 之
保 険 課 長	仲 田 克 之
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	吉 田 一
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	茅 根 文 夫
会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	小 林 恵 子
水 道 課 長	仲 田 不 二 雄
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 貴 司
主 任 書 記	興 野 友 宣
書	仲 田 富 美 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

平成26年6月27日（金曜日）

午前10時05分開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 承認第12号 | 専決処分第12号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについて |
| 日程第2  | 議案第37号 | 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第3  | 議案第38号 | 城里町公共下水道供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例について              |
| 日程第4  | 議案第39号 | 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について     |
| 日程第5  | 議案第40号 | 工事請負契約の締結について                                 |
| 日程第6  | 議案第41号 | 平成26年度城里町一般会計予算について                           |
| 日程第7  | 議案第42号 | 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について                     |
| 日程第8  | 議案第43号 | 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について                    |
| 日程第9  | 議案第44号 | 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について                       |
| 日程第10 | 議案第45号 | 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について                    |
| 日程第11 | 議案第46号 | 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について                   |
| 日程第12 | 議案第47号 | 平成26年度城里町水道事業会計予算について                         |
| 日程第13 | 請願第1号  | 七会中学校統合に伴う通学バス運行に関する請願書                       |
| 日程第14 | 請願第2号  | 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書       |
| 日程第15 | 請願第3号  | 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書       |
| 日程第16 | 陳情第2号  | 議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書               |

- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第18 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第19 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第20 報告第11号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第21 報告第12号 平成25年度城里町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第22 報告第13号 平成25年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第23 報告第14号 平成25年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第24 報告第15号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書
- 日程第25 報告第16号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第26 報告第17号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第27 報告第18号 平成25年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第28 報告第19号 平成25年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第29 報告第20号 例月出納検査報告（4月、5月執行分）
- 追加日程第1 発議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書
- 追加日程第2 発議第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書

## 1. 本日の会議に付した事件

- 承認第12号
- 議案第37号
- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号

議案第44号

議案第45号

議案第46号

議案第47号

請願第1号

請願第2号

請願第3号

陳情第2号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第11号

報告第12号

報告第13号

報告第14号

報告第15号

報告第16号

報告第17号

報告第18号

報告第19号

報告第20号

発議第2号

発議第3号

---

午前10時05分開議

#### 議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

---

#### 開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人31名を許可をいたしました。

---

## 議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承をお願いします。

---

## 議案の訂正

○議長（小松崎三夫君） ここで、私から一言申し上げます。

町長より議案第41号 平成26年度城里町一般会計予算について議案書の差しかえの申し出がございました。先日の6月25日の全員協議会の際にお配りをした資料を議案第41号として差しかえることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号については差しかえになりました。

それでは、ここで議案第41号の修正理由を町長に求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、平成26年度城里町一般会計予算の原案訂正についてであります。本定例会へ上程いたしました歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,900万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,400万円とするものでございます。前年度当初比28.5%の増であります。

歳入では、繰入金を減額するものです。

歳出では、事業見直しにより総務費、教育費及び公債費を減額するものです。

以上、議案の訂正につきましてご承認を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 承認第12号 専決処分第12号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第1号） の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） それでは、本日は議案質疑から入ります。

初めに、承認第12号についての質疑を求めます。

なお、質問回数は3回まで、時間は60分となっております。

それでは質疑をどうぞ。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第37号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第38号 城里町公共下水道供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第39号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第41号 平成26年度城里町一般会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。

12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 先日、お配りをいただきました予算修正の一覧の中から庁舎太陽光発電等の、また外構工事随意契約、これに修正で競争入札の形になっておりますが、これは一般競争なのか指名競争なのか答弁をお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 杉山議員さんにご答弁申し上げます。

太陽光発電関係、一般的なのか指名なのかというご質問ですけれども、一般及び指名競争につきましては金額により区分されるものでございます。

ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） それでは、もう一度お聞きします。

庁舎問題等を私ども8名の議員は、いろいろ審議しております。そういった中で、企業体J V、3社という形で仕事に当たっていただいているわけではありますが、この3社を含めた中での入札ということなんですか。それとも、排除した中での入札なのかお聞きします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 前々から参加して行われております、3社J Vの指名関係のことかと思っておりますけれども、私どものほうでも一般でも指名にいたしましても、まず工種、工種は工種関係から入るのかな、工種は電気工事なのかなど。次に、じゃ管内をどうしましょうと。管内は水戸土木事務所管内なのか、それとも県内まで広げるのかと。さらには格付関係もございます。このようなことをもとに仮に一般競争になった場合には、3社から応札があればそれは拒否できないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第42号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第43号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕



○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第44号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第45号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第46号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第47号 平成26年度城里町水道事業会計予算について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結をいたします。

---

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、承認第12号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可をいたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） 日本共産党の藤咲芙美子です。

私は、41号議案、平成26年度予算案に反対の討論をいたします。

この予算案は、これまで4月の定例議会とその後の臨時議会においても否決されました。庁舎建設費の問題では、次々と計画が変更されるたびに建設費が膨らみ、ついに当初の計画より7億円もの増になりました。

去る6月5日、総務民生常任委員会において本予算議決遅延による影響調べなどなる書類が執行部から各議員に配られました。それによりますと、予算議決がされないことで発生する町民生活への影響を44項目にわたって書き記しています。それだけ町民は困っているのだと言わんばかりです。まるで、その主たる原因が予算案に反対した議員の側にあるかのような扱いです。

しかし、今回は議会が本来のチェック機能を働かせたにすぎません。少しばかりのチェックをただけで町の機能が停止すること自体が問題です。十分な説明責任を果たすと同

時に十分説得力のある説明が求められます。

また、6月5日の総務民生常任委員会で予算の審議が行われ、そこに町長の出席を求め、十分な話し合いをする予定でした。そういう呼びかけも行いました。ところが、その日は、執行部の説明によりますと町長は葬儀があるので出られないということでした。葬儀の後には県で会議があるとの説明でした。ところが、その日町長は在庁していたということが町の記録から判明しました。つまり、その日町長は居留守を使ったのです。予算案が2度も否決されるという異常事態のときに、それをみずからの努力で打開するのが町長としての責任ではないでしょうか。

介護保険から除外される人たちのケアについて、負担増にならないよう十分な配慮をした計画づくりを求めた私の一般質問に対して、利用者のために負担増はやらないと明確な答弁はいただけませんでした。まだ、計画樹立の段階です。どうして要支援1、2の人に対する負担軽減を約束できないのでしょうか。町の財政が潤沢でないことは私も十分認識しています。そういうとき、少ない財源をどう使うかは、まさに町政の方向を示すものです。桂の町民センターの事業予算が削減されましたが、それによって庁舎問題が解決したわけではありません。町民センターの件についても、ただ問題が先送りされただけにすぎません。私はこういう予算に同意できません。

以上をもって討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可をいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可をいたします。

○1番（藤咲芙美子君） 議長、訂正いいですか。

○議長（小松崎三夫君） 訂正。

○1番（藤咲芙美子君） 今、日付の訂正。

○議長（小松崎三夫君） 今の反対討論の。

○1番（藤咲芙美子君） はい。反対討論の日付の訂正。6月5日ではなく、6月12日です。修正してください。失礼しました。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可をいたします。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 議席番号12番杉山 清であります。

私は、反対の立場で、議案第41号 平成26年度城里町一般会計予算について討論をさせていただきます。4月23日の予算特別委員会開催から本日の定例議会まで、臨時議会を含め、議会は3回の開催であります。そして、総務民生常任委員会と委員会の中での協議会

は計6回開催しました。その間、総務民生常任委員会正副委員長は、執行部と連絡をとり関係各課と協議を再三行ってまいりましたが、町長からは、ただの一度も協議の話がなかったのは残念でなりません。6月12日まで、総務民生常任委員会の出席要請は3回であります。この3回の出席要請全てが虚偽の報告であったことは、町長の人格、資質、名誉に汚点を残したことは紛れもない事実であります。

また、6月16日に明るみとなった、県町村会職員を巻き込んだ偽装工作はあってはならない致命的な問題であります。さらに、一昨日行われました協議会において、終了前、答弁の締めくくりで公式の委員会ではないのと言われた言葉は、慎重審議している出席議員に対し打ち水をかけたと同じであります。いずれにしても、当初の予算特別委員会で求めた4点についての開示は、誠意ある歩み寄りがないのは町民軽視であり主権在民に反しているのであります。

まず1点、税金滞納であります。この件は弁護士を代理人とし情報開示中であります。本日をもって開示はされていません。滞納問題は、毎年予算特別委員会、本議会において歳入問題で取り上げられる重要なテーマであります。本年の一般会計滞納額は2億2,000万弱であります。

2点、庁舎建設に対しても弁護士を通じ6点の情報開示申請中であります。ただ、昨年6月11日、議会で承認しています本庁舎建設工事は異議ございませんが、備品購入1億1,491万2,000円については、さらなる審議と調整が必要であります。一昨日の全協そして協議会において、見直し減額2,332万8,000円、内訳、椅子・机172脚分は総務民生常任委員会で提案しました。議会控室のテーブル、椅子保管分、全脚再使用していただきたいと申し入れをしてから減額であります。備品購入については、さらなる審議と調整が多分に必要であります。

3点、桂町民センター、この件については凍結という決定がされていますが、工事費小計9,350万に対し諸経費2,350万円は、工事費の25.13%となっております。次回提出時にはよく精査をしていただきたいと思えます。

4点、七会診療所については、建設には賛成であります。さきの議会質問で片岡議員は土地選定についてただしました。一昨日の協議会でもその点は決定されません。

以上のことから、私、杉山 清は、議案第41号 平成26年度城里町一般会計予算案については、町民の思いを込めて反対を述べさせていただきます。

討論を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松崎三夫君） 以上で議案第41号に対する討論を終結をいたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結をいたします。

---

## 採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、承認第12号 専決処分第12号（平成26年度城里町一般会計暫定補正予算第1号）の承認を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数

等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号 城里町公共下水道供用開始に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号 工事請負契約の締結についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号 平成26年度城里町一般会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号 平成26年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号 平成26年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号 平成26年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号 平成26年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号 平成26年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号 平成26年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

以上で採決を終結をいたします。

---

#### 請願第1号 七会中学校統合に伴う通学バス運行に関する請願書

○議長（小松崎三夫君） これより請願の審査に入ります。

お諮りをいたします。

請願の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願の議案朗読は省略することに決定をしました。

日程第13、請願第1号 七会中学校統合に伴う通学バス運行に関する請願書を議題といたします。

本案は、6月17日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長桐原健一君。

〔教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○教育産業常任委員長（桐原健一君） 教育産業常任委員会を代表し、6月17日に付託されました請願第1号の審査結果についてご報告いたします。

6月18日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

請願第1号 七会中学校統合に伴う通学バス運行に関する請願書については、子供たちや保護者の負担を考え採択とする意見や、趣旨は理解できるが慎重に検証、検討、審議してから結論を出すべきであるなどの意見が出されました。採決の結果、賛成少数となり、本請願は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

請願第1号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 委員長報告に対しまして異議がございました。

お諮りをいたします。

請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

---

請願第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書

請願第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第14、請願第2号 規制改革会議 農業ワーキング



グループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書、日程第15、請願第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書を議題といたします。

本案は、6月17日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長桐原健一君。

〔教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○教育産業常任委員長（桐原健一君） 教育産業常任委員会を代表し、6月17日に付託されました請願第2号及び請願第3号の審査結果についてご報告いたします。

6月18日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

請願第2号及び請願第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願書については、農協の見直し、中央会制度の廃止、全農の株式会社化等の項目が盛り込まれている「農業改革に関する意見」は生産現場の実態からかけ離れ、JAグループが農業・農村に果たしている役割を無視しており、城里町においては地域農業の中核となっているJAにまだまだ頼る部分が多いことから、全会一致で採択とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

請願第2号及び請願第3号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号及び請願第3号は採択することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりをください。

なお、議員各位は控室でお待ちをください。

午前10時36分休憩

---

午前10時47分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

---

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、9番桐原健一君ほか6名から、発議第2号及び発議第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書が提出をされました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

---

発議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書

発議第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書及び追加日程第2、発議第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書を議題といたします。

お諮りをいたします。

発議第2号及び発議第3号の意見書の朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号及び発議第3号の意見書の朗読は省略することに決定をいたしました。

直ちに提出者であります9番桐原健一君より発議第2号及び発議第3号の趣旨説明を求めます。

9番桐原健一君。

〔教育産業常任委員長桐原健一君登壇〕

○教育産業常任委員長（桐原健一君） 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改

革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

農協の見直し、中央会制度の廃止、全農の株式会社化や信用・共済事業の代理業化、准組合員の事業利用の制限等の項目が盛り込まれている「農業改革に関する意見」は、生産現場の実態からかけ離れ、JAグループが農業・農村に果たしている役割を無視しており、城里町においては地域農業の中核となっているJAにまだまだ頼る部分も多いことから、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応してもらえるよう、国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これから質疑を行います。

発議第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第2号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書を採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり、生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書を採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
なお、意見書は議会事務局長より、内閣総理大臣、農林水産大臣等へ提出させます。

---

## 陳情第2号 議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第16、陳情第2号 議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書を議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定をいたしました。

それでは、首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書を議題といたします。

本案は、6月17日に総務民生常任委員会に付託されていたものでございます。総務民生常任委員長のご報告を求めます。

総務民生常任委員長杉山 清君。

〔総務民生常任委員長杉山 清君登壇〕

○総務民生常任委員長（杉山 清君） 総務民生常任委員会を代表し、6月17日に付託されました陳情第2号 議会に首都直下地震・原子力対策特別委員会等の設置を求める陳情書の審査結果についてご報告いたします。

6月18日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、この案件は城里町議会において調査や審査、そして深い議論を重ねなければならないと判断し、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

陳情第2号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は閉会中の継続審

査とすることに決定をいたしました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りをいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

#### 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第18、総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

総務民生常任委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りをいたしました総務民生常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

#### 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第19、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

教育産業常任委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元にお配りをいたしました教育産業常任委員会に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、教育産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

- 
- 報告第11号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
  - 報告第12号 平成25年度城里町一般会計継続費繰越計算書
  - 報告第13号 平成25年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
  - 報告第14号 平成25年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
  - 報告第15号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書
  - 報告第16号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
  - 報告第17号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
  - 報告第18号 平成25年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
  - 報告第19号 平成25年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
  - 報告第20号 例月出納検査報告（4月、5月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第20、報告第11号 城里町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示から日程第29、報告第20号 例月出納検査報告（4月、5月執行分）については、後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

---

#### 町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

11日間にわたりましての定例議会でありましたが、本議会に提案いたしました承認1件、議案12件につきましては、小松崎議長のもと、慎重審議をいただきましたが、平成26年度全会計当初予算がなかなか議員各位にはご理解をいただけず、三たび否決という形になりました。特に、一般会計予算につきましては仮称桂町民センター改修工事の見直し、さらには庁舎備品購入の見直しを行い、会期中原案を修正し審議していただきましたが否決と

なり、まことに残念に思っております。いずれにいたしましても、町民生活に不安を与えることはできませんので、今後早急に検討し対応してまいりたいと考えております。

最後になります。緑深い青葉の候となりましたが、日によっては寒冷加わる季節となりました。議員各位には、体調管理には十分注意され、城里町発展のため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。今期定例議会の閉会に当たっての挨拶といたします。

---

#### 議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、定例会において非常に熱心なご審議とご意見をいただき、心から御礼と感謝を申し上げます。

また、執行部におかれましては、議員各位よりございましたご指摘やご意見を真摯に受けとめ、今後の町政にご尽力されますことをお願いをいたします。

---

#### 閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、平成26年第2回城里町議会定例会を閉会をいたします。大変ご苦労さまでございました。

午前11時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員